

## 伊豆の国市生産性向上設備導入支援事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

市長は、市内中小企業者の持続的な成長を図り、もって経営力の強化や従業員の賃上げ等を後押しするため、生産性向上に資する機械設備の導入又は既存機械設備の改修等に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 機械設備 生産、研究又は開発に供する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する償却資産のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び一括償却できるものを除く。）であるものをいう。
- (3) 既存機械設備の改修等 現在所有している機械設備の改造及び改良を行うことをいう。
- (4) 事業所 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類の大分類に属する事業を主として営む中小企業者の施設をいう。
- (5) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定による解雇の予告を必要とする者をいい、個人事業主にあつては青色事業専従者を含む。

### 第3 補助対象者

補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、常時使用する従業員を雇用している中小企業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 市内において令和7年4月1日以前より継続して事業を営んでいること。

- (4) 他に同様の補助金等の交付を受けていないこと。
  - (5) 取組事例の公表等に協力すること。
- 2 第3の1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。
- (1) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
  - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する事業を営む者
    - ア フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
    - イ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
    - ウ その他市長が不相当と認める事業

#### 第4 補助対象経費及び補助率（額）

(1) 補助対象経費

生産性向上に資する機械設備の導入又は既存機械設備の改修等（以下「補助事業」という。）に係る経費のうち、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 既存の事業に使用する機械設備であること。
- イ 経費が60万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上であること。
- ウ 機械設備の導入にあっては、中古の製品でないこと。
- エ リース契約によるものでないこと。
- オ 汎用性があり、補助事業以外にも使用できるもの（パソコン、スマートフォン、一般車両、家庭電化製品、映像機器等）でないこと。

(2) 補助率（額）

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300万円を限度とする。

#### 第5 交付の回数

補助金の交付は、同一申請者につき1回限りとする。

#### 第6 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）

- イ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ウ 企業概要書及び事業計画書（伊豆の国市商工会の確認を受けたもの）  
（様式第3号）
- エ 収支予算書（様式第4号）
- オ 既存の機械設備又は導入、改修を予定している機械設備等の見積書及び写真、カタログ等
- カ 常時使用する従業員が把握できる名簿（労働者名簿又は個人事業主にあつては決算書）
- キ 法人にあつては、3月以内に取得した登記事項証明書
- ク 税務署に提出した最新の確定申告書類の写し
  - (ア) 個人事業主にあつては、白色申告の場合は、確定申告書（第一表、第二表及び収支内訳書（1・2面））の写し、青色申告の場合は、確定申告書（第一表、第二表及び所得税青色申告決算書（1面から4面まで））の写し
  - (イ) 法人にあつては、確定申告書別表一の写し、法人事業概況説明書の写し、貸借対照表及び損益計算書
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和8年9月30日まで

## 第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 企業概要書及び事業計画書の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える変更をする場合
  - ウ 補助金事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (3) 市長の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、(2)の期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳その他関係書類を整理し、保管しなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) 交付申請書の受付日が属する年度の翌年度の末日までに、様式第5号による生産性向上設備導入支援事業費補助金状況報告書を市長に提出すること。
- (7) 交付確定日から起算して1年以上市内において当該事業を継続すること。ただし、市長が認める特別な事情により生産性向上設備導入支援事業費補助金状況報告書を市長に提出している場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

## 第8 変更、中止又は廃止の承認申請書

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）
  - イ 変更事業計画書（様式第3号）
  - ウ 変更収支予算書（様式第4号）
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 提出期限  
令和8年9月30日まで

## 第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 実績報告書（様式第7号）
  - イ 収支決算書（様式第4号）
  - ウ 契約書又は発注請書及び補助対象経費に係る支払をしたことを証する書類の写し
  - エ 導入又は改修等を行った機械設備の写真

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

補助対象経費の支払完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月15日のいずれか早い日まで

**第10 請求の手続**

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

**第11 補助金の交付の決定の取消し及び返還**

市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6の申請の内容に偽りがあることが判明したとき。

(2) 第7の(1)～(8)に掲げる条件に違反したとき。

(3) 交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度から1年以内に交付の決定の対象となった事業所等の事業を中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、第11の1の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。